

第4節 輸出許可内容変更申請手続

システムを使用して、輸出許可、積戻し許可又は展示等積戻し許可（以下この節において「輸出等許可」といい、特定輸出申告の許可、特定委託輸出申告の許可、特定製造貨物輸出申告の許可、輸出マニフェスト通関申告の許可及び別送品輸出申告の許可を除く。）の内容に係る変更を申請する場合は、この節の定めるところによる。

なお、特定輸出申告の許可、特定委託輸出申告の許可、特定製造貨物輸出申告の許可、輸出マニフェスト通関申告の許可及び別送品輸出申告の許可の内容に係る変更を申請する場合の手続きは、それぞれの申告手続を記載している節の変更申請による。

1 輸出等許可内容に係る変更（積込港の一括変更を除く。）

通関業者等、混載業者又は航空会社（以下この節において「申請者」という。）は、「搭載完了登録（便単位）」業務（業務コード：CLA）又は「搭載完了登録（AWB単位）」業務（業務コード：CLB）が実施されるまでの間に、輸出等許可済貨物に係る数量等の輸出等許可内容変更を申請する場合は、あらかじめ税関（通関担当部門）の了承を得た上で、次により輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、変更の登録はこの章第2節4（輸出申告等変更事項の登録）又はこの節2（積込港の一括変更）による変更と合わせて最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については次節4（輸出申告等の手作業移行）による。

また、通関業者等は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録しておくことにより、変更登録を依頼することができる。

(1) 輸出等許可内容変更申請事項の登録

イ 輸出等許可内容変更申請事項の登録

申請者は、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を実施する前に、次により輸出等許可内容変更申請事項を登録する。

なお、システムに登録した輸出等許可内容変更申請事項については、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を実施するまでの間、訂正することができる。

(イ) 呼出しによらない方法

「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：EAA）を利用して、申告等番号、輸出申告等により許可された事項及び変更を必要とする事項をこの章第2節1（輸出申告等事項の登録）に準じて、「変更識別*」欄及び「変更理由*」欄については次により入力し、送信することにより、輸出等許可内容変更申請事項をシステムに登録する。

項目名 (入力画面)	内容						
変更識別コード (「変更識別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。ただし、「N」（数量等変更）は通関業者等のみ入力することができる。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>船（機）名変更</td><td>S</td></tr><tr><td>数量等変更</td><td>N</td></tr></tbody></table>	区 分	コード	船（機）名変更	S	数量等変更	N
区 分	コード						
船（機）名変更	S						
数量等変更	N						

項目名 (入力画面)	内 容
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由を変更理由コード(輸出許可後訂正理由)(「業務コード集」参照)で必須入力する。

輸出等許可内容変更申請における各項目の変更可否は下表のとおりである。

船(機)名変更の場合(変更識別コード「S」)		数量等変更の場合 (変更識別コード「N」)
通関業者等の場合	混載業者及び航空会社の場合	
<p>次の項目は変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告先種別コード(注1) (「申告先種別」欄) ・ 申請官署コード (「申告官署」欄) ・ 申請先部門コード (「申告先部門」欄) ・ 税関事務管理人コード (税関事務管理人)欄) ・ 税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄) ・ 税関事務管理人名 (「受理番号」欄下) ・ 蔵置場コード (「通関蔵置場*」欄) ・ 積込港コード (「積込港*」欄) ・ 出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄) ・ 税関調査用符号 (「税関調査用符号」欄) ・ 変更理由コード (「変更理由*」欄) ・ 要搭載確認識別 (「要船積(搭載)確認識別」欄) ・ 記事(税関用) (「記事(税関)」欄) ・ 記事(通関業者用) (「記事(通関業者)」欄) ・ 記事(荷主用) (「記事(荷主)」欄) 	<p>次の項目は変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告先種別コード(注1) (「申告先種別」欄) ・ 申請官署コード (「申告官署」欄) ・ 申請先部門コード (「申告先部門」欄) ・ 税関事務管理人コード (税関事務管理人)欄) ・ 税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄) ・ 税関事務管理人名 (「受理番号」欄下) ・ 蔵置場コード (「通関蔵置場*」欄) ・ 積込港コード (「積込港*」欄) ・ 出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄) ・ 変更理由コード (「変更理由*」欄) ・ 記事(税関用) (「記事(税関)」欄) ・ 記事(荷主用) (「記事(荷主)」欄) ・ 荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄) ・ 荷主リファレンスナンバー (「荷主Ref No.」欄) 	<p>次の項目は変更することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告等種別コード (「申告等種別」欄) ・ 申告貨物識別(注2) (「貨物識別」欄) ・ 識別符号 (「識別符号」欄) ・ 輸出者コード (「輸出者」欄左) ・ 輸出者名 (「輸出者」欄右) ・ 検査立会者 (「検査立会者」欄) ・ 最終仕向地コードのうち、国名コード(先頭2桁) (「最終仕向地」欄左)

<ul style="list-style-type: none"> ・荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄) ・荷主リファレンスナンバー (「荷主Ref No.」欄) ・社内整理用番号 (「社内整理番号」欄) 		
<p>(注1) 当初申告における申告先種別コードが、「Y」、「K」又は「E」の場合は変更不可。</p> <p>(注2) 当初申告における申告貨物識別が、郵便物(「E」(EMS))、「H」(航空郵便貨物)及び「U」(SAL))内での変更又は郵便物以外の申告貨物識別(「S」(SP貨物))、「B」(OBC貨物))、「L」(外交官貨物))、「X」(MDA貨物))、「G」(米軍払い下げ貨物)及び「K」(携帯貨物))内での変更については可能である。</p>		

なお、変更不可項目について変更が必要となった場合は、次節2(輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め)又は税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第18節(輸出取止め再輸入申告手続)により、輸出取止め再輸入の許可を受けた上で、改めて輸出申告等を行うこととなることから留意すること。

また、「輸出許可内容変更申請事項登録」業務(業務コード: EAA)を実施した後、「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード: EAC)を実施するまでの間は、「変更識別*」欄を変更することはできないことから留意すること。

ただし、後記ロ(呼出しによる方法)により、「輸出許可内容変更申請事項登録」業務(業務コード: EAA)を実施する前の申告等番号を入力し送信した場合に限り、「変更識別*」欄を変更することができる。

(ロ) 呼出しによる方法

「輸出許可内容変更申請事項呼出し」業務(業務コード: EAB)を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、システムに登録されている輸出等許可内容が、「輸出許可内容変更申請事項登録情報(輸出・積戻し申告/大額)」(出力情報コード: AAE4271(船(機)名変更)又はAAE4281(数量等変更))、「展示等積戻し許可内容変更申請事項登録情報(大額)」(出力情報コード: AAE4311(船(機)名変更)又はAAE4321(数量等変更))、「輸出許可内容変更申請事項登録情報(輸出・積戻し申告/少額)」(出力情報コード: AAE4291(船(機)名変更)又はAAE4301(数量等変更))又は「展示等積戻し許可内容変更申請事項登録情報(少額)」(出力情報コード: AAE4331(船(機)名変更)又はAAE4341(数量等変更))として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、変更を必要とする事項をこの章第2節2(輸出申告等事項の訂正)に準じて上書き入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内容
申告番号 (「申告番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。

項目名 (入力画面)	内 容						
変更識別コード (「変更識別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。ただし、「N」(数量等変更)は通関業者等のみ入力することができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船(機)名変更</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>数量等変更</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	船(機)名変更	S	数量等変更	N
区 分	コード						
船(機)名変更	S						
数量等変更	N						

ロ 出力情報

前記イ(輸出等許可内容変更申請事項の登録)により、輸出等許可内容変更申請事項がシステムに登録された場合は、申請者に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出許可内容変更申請入力控情報(大額)	別紙6(許可内容変更申請入力控情報)参照	「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)、「申告等種別*」欄に「E」(輸出申告)を入力した場合。
輸出許可内容変更申請入力控情報(少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)、「申告等種別*」欄に「E」(輸出申告)を入力した場合。
積戻し許可内容変更申請入力控情報(大額)		「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)、「申告等種別*」欄に「R」(積戻し申告)を入力した場合。
積戻し許可内容変更申請入力控情報(少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)、「申告等種別*」欄に「R」(積戻し申告)を入力した場合。
展示等積戻し許可内容変更申請入力控情報(大額)		「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)、「申告等種別*」欄に「G」(展示等積戻し申告)を入力した場合。
展示等積戻し許可内容変更申請入力控情報(少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)、「申告等種別*」欄に「G」(展示等積戻し申告)を入力した場合。

(2) 輸出等許可内容変更申請

前記(1)イ(輸出等許可内容変更申請事項の登録)による応答画面の出力内容又は前記(1)ロ(出力情報)で配信された出力情報の内容を確認の上、次により輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

輸出等許可内容変更の登録は、審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が変更登録を行うことができる。

また、輸出等許可内容変更申請を申請先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）により行うこと。

イ 「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を利用する方法

「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内容
申告番号 (「申告番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	税関に「輸出等許可内容変更申請控情報」（出力情報コードについては別紙8（許可内容変更申請控情報）参照）を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。

ロ 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：EAA）の応答画面を利用する方法
前記(1)イ（輸出等許可内容変更申請事項の登録）により輸出等許可内容変更申請事項を登録した場合は、変更事項の内容が「輸出許可内容変更申請入力控情報」（出力情報コードについては、別紙6（許可内容変更申請入力控情報）参照）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、「訂正票出力識別」欄を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力方法については、前記イ（「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を利用する方法）に準ずる。

(3) 輸出等許可内容変更申請の受理及び通知

前記(2)（輸出等許可内容変更申請）により、輸出等許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報が配信される。

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可内容変更通知情報（注1）	別紙7（許可内容変更通知情報）参照	「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	申請者（注2） 輸出者（注3）
積戻し許可内容変更通知情報（注1）		「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可内容変更通知情報（注1）		「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	

（注1）以下この節において「輸出等許可内容変更通知情報」といい、出力帳票については「輸出等許可内容変更通知書」という。

（注2）当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

（注3）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可内容変更申請 控情報（注1）	別紙8（許可内 容変更申請控情 報）参照	「申告等種別*」欄に「E」 （輸出申告）を入力した場 合。	申請者 税関（通関担当 部門）（注2）
積戻し許可内容変更申 請控情報（注1）		「申告等種別*」欄に「R」 （積戻し申告）を入力した場 合。	
展示等積戻し許可内容 変更申請控情報（注1）		「申告等種別*」欄に「G」 （展示等積戻し申告）を入力 した場合。	

（注1）出力帳票については、以下この節において「輸出等許可内容変更申請控」という。

（注2）「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合は、税関（通関担当部門）に配信される。

2 積込港の一括変更

申請者は、「積付結果登録（AWB・HAWB単位）」業務（業務コード：ULA）、「積付結果登録（MAWB単位）」業務（業務コード：ULM）、「搭載完了登録（便単位）」業務（業務コード：CLA）又は「搭載完了登録（AWB単位）」業務（業務コード：CLB）が実施されるまでの間に、輸出等許可済貨物に係る積込港の一括変更を申請する場合は、あらかじめ税関（通関担当部門）の了承を得た上で、次により輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、変更の登録は、前節4（輸出申告等事項の変更）又はこの節1（輸出等許可内容に係る変更（積込港の一括変更を除く。））による変更と合わせて最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については次節4（輸出申告等の手作業移行）による。

(1) 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し

「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し」業務（業務コード：EAM）を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、MAWBに関連付けが行われているHAWB番号が、最大で30件まで「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に出力される。

項目名 (入力画面)	内 容
MAWB番号 （「MAWB番号*」欄）	MAWB番号を必須入力する。
変更前積込港コード （「変更前積込港」欄）	変更前の積込港を指定して呼び出す場合は、国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁で入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。
変更後積込港コード （「変更後積込港*」欄）	変更後の積込港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁で必須入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。
蔵置場コード （「蔵置場*」欄）	貨物が蔵置されている保税地域を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

(2) 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）

前記(1)（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し）による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、通関業者が輸出等許可内容変更申請を行う場合は、通関士が申請内容を審査した上で、登録する。

また、輸出等許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

項目名 (入力画面)	内 容								
申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>積込港の変更を要する全ての申告等番号に対して、一括して申告先種別を変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>変更しない場合は、入力を要しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N
区 分	コード								
一般申告（緊急通関貨物）	R								
一般申告（特別通関貨物）	T								
輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N								
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由を変更理由コード（輸出許可後訂正理由）（「業務コード集」参照）で必須入力する。								
出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄)	<p>(1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30日</p> <p>(3) 変更後の積込港がシステム対象外の場合は必須入力する。</p>								
以下の項目は、最大 30 欄まで繰り返し入力することができる。									
処理識別 (欄名なし)	積込港の変更を要しない申告等番号の場合は、「X」を入力する。								
申請官署コード (「変更後官署」欄)	<p>(1) 「蔵置場*」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 入力者の利用者コードについて、輸出申告等先税関官署がシステムに登録されている場合は、輸出申告等先税関官署として登録されている税関官署コード（「業務コード集」参照）が(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、(1)及び(2)に関わらず、当該蔵置場を管轄する税関官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(4) 次に該当する場合は、輸出申告等先の税関官署コード（「業務コード</p>								

項目名 (入力画面)	内 容
	集」参照) を入力する。 ① 税関の指示により変更する場合。 ② 申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税関官署が(1)又は(2)により出力される税関官署と異なる場合。
申請先部門コード (「部門」欄)	(1) 当該許可情報に登録されている輸出統計品目番号を担当する部門の部門コードが、システムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により変更する場合は、当該部門を部門コードで入力する。 (3) 少額申告又は展示等積戻し申告の場合において、当該許可情報に輸出統計品目番号が登録されていなかった場合は、必須入力する。

入力したMAWB番号について、関連付けが行われているHAWB番号が30件を超す場合は、残りのHAWB番号が30件単位で「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に繰り返し出力されることから、変更を要するHAWB番号について必要な事項を入力し送信する。

(3) 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知

前記(2)（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更））により、輸出等許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報が配信される。

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力条件	配信先
輸出許可内容変更通知 情報	「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	申請者（注1） 輸出者（注2）
積戻し許可内容変更通知 情報	「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可内容 変更通知情報	「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	

（注1）当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

出力情報	出力条件	配信先
輸出許可内容変更申請 控情報	「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	申請者
積戻し許可内容変更申 請控情報	「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可内容 変更申請控情報	「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	

3 輸出等許可内容変更申請に係る関係書類等の提出

(1) 関係書類等の提出

前記1(3)(輸出等許可内容変更申請の受理及び通知)及び前記2(3)(輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)の受理及び通知)により輸出等許可内容変更申請が受理された場合であって、審査区分として「2」(書類審査扱い)が付与された場合は「輸出等許可内容変更申請控」(出力情報コードについては別紙8(許可内容変更申請控情報)参照)に許可内容変更に係る関係書類を添付し、輸出等許可内容変更申請の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に輸出等許可内容変更申請を行った税関(通関担当部門)に提出する。

なお、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合は「輸出等許可内容変更通知書」(出力情報コードについては別紙7(許可内容変更通知情報)参照)及び関係書類の提出を省略できる。

(2) 電子ファイルによる提出

前記(1)(関係書類等の提出)に定める関係書類等を電子ファイルで提出する場合は、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第16節(通関関係書類の電子ファイルによる提出)により、輸出等許可内容変更申請の日の翌日から3日以内又は搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき(行政機関の休日の日数は算入しない。)までに提出すること。この場合、「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード:EAC)において「訂正票出力識別」欄に「P」を入力していたときは、輸出等許可内容変更申請控の提出を省略できる。

なお、輸出等許可時点で電子ファイルによる提出を行っていた場合であって、輸出等許可内容変更申請に係る電子ファイルによる提出にあたり、ファイル数若しくは容量を超過する場合は、税関に申し出た上で、輸出等許可内容変更申請控及び輸出等許可内容変更申請に係る関係書類のみを書面にて税関(通関担当部門)に提出する。この場合、「申告添付訂正」業務(業務コード:MSY01)の窓口提出への切替えを行わないこと。

4 輸出等許可内容の変更通知

システムを使用した輸出等許可内容変更申請について、審査区分として「2」(書類審査扱い)が付与された場合であって、税関(通関担当部門)により変更が認められた場合は、別紙7(許可内容変更通知情報)の情報が申請者(当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。)及び輸出者(配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。)に配信される。

なお、輸出等許可内容変更を申請した税関官署と輸出申告等を許可した税関官署が異なる場合において、申請者は「輸出等許可内容変更通知書」を当初の輸出申告等許可税関(通関担当部門)にも提出することとなることから留意すること(審査区分が「簡易審査扱い」となった場合も含む。)